

様式第21号（第13条関係）

資金の種別	資金
貸付決定番号	

令和 年 月 日

島根県知事 様

借主 住所
氏名

福祉資金借主資格喪失申出書

次のとおり借主としての資格を失いましたので申し上げます。

資格喪失事由発生日	年 月 日
資格喪失の事由	<p>*該当する事由の番号を○で囲み、下欄に具体的に記入してください。</p> <p>1 修学資金の貸付けを受けている場合</p> <p>(1) 修学資金の貸付けにより修学している者が、死亡し、または修学をやめた。</p> <p>(2) 修学資金の貸付けを受けている配偶者のない女子若しくは配偶者のない男子又は寡婦（以下「配偶者のない女子等」という。）が、死亡し、婚姻等（事実婚を含む。）により配偶者のない女子等でなくなり、又は当該資金の貸付けを受けて修学している児童又は20歳以上である子等を扶養しなくなった（児童又は20歳以上である子等が婚姻した場合を含む。）。</p> <p>(3) 修学資金の貸付けを受けている児童又は20歳以上である子等が、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第5条第2項各号、第31条の3第2項各号又は第33条第2項各号のいずれにも該当しなくなった。</p> <p>2 技能習得資金及び生活資金の貸付けを受けている場合</p> <p>(1) 貸付けを受けている者が、配偶者のない女子等でなくなった。</p> <p>(2) 貸付けを受けている者が扶養している全ての者が、児童でなくなった。</p> <p>(3) 貸付けを受けている者が、児童を扶養しなくなった。</p> <p>(4) 貸付けを受けている者が、死亡した。</p> <p>(5) 貸付けを受けている者が、技能習得資金の貸付けによる知識技能の習得をやめた。</p> <p>(6) 貸付けを受けている者が、失業者でなくなった。</p> <p>3 修業資金の貸付けを受けている場合</p> <p>(1) 修業資金の貸付けにより知識技能を習得している者が、死亡し、又は当該知識技能の習得をやめた。</p> <p>(2) 修業資金の貸付けを受けている配偶者のない女子等が、死亡し、婚姻等（事実婚を含む。）により配偶者のない女子等でなくなり、又は当該資金の貸付けを受けて知識技能を習得している児童又は20歳以上である子等を扶養しなくなった（児童又は20歳以上である子等が婚姻した場合を含む。）。</p> <p>(3) 修業資金の貸付けを受けている児童又は20歳以上である子等が、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第5条第2項各号、第31条の3第2項各号又は第33条第2項各号のいずれにも該当しなくなった。</p>
具体的な内容	